

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、翌
日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規

◇告 示 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の施行に係る換地処分

土地の用途廃止

◇選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

規 則

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「若しくは卸売業」を「、卸売業、貨物自動車運送業若しくは倉庫業」に、「又は店舗等集団化計画」を「、店舗等集団化計画、

貨物自動車ターミナル等集団化計画又は倉庫等集団化計画」に、「その他の施設」を「、貨物自動車ターミナル、倉庫その他の施設」に改める。

第五条第一項中「年二分二厘」を「年二分七厘」に改める。

第八条第一号中「又は店舗等集団化計画書」を「、店舗等集団化計画書、

貨物自動車ターミナル等集団化計画書又は倉庫等集団化計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十四年八月八日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業高度

化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けている貸付金について

は、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、湯山土地改良区の定款の変更を昭和四十四年七月三十一日認可し

たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定に基づき、倉吉市耳六〇四番地笠原登ほか十九人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る倉吉市耳地区の換地処分があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年八月五日から用途廃止した。

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種 類 政治資金規正法第12条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和43年7月1日から昭和43年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

昭和四十四年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ腰六一五番地先	(面 平方メートル)	用途
	"	一七・四〇	水路敷
		一七・五二	堤塘敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十四年八月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	1件千円以上の寄附		1件五百円以上の寄附		支出の総額 円	1件千円以上の支出		1件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
広 田 藤 衛 後 援 会	円 0	0	円 0	0	円 0	円 0	0	円 0	0	円 0	44. 7. 4

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

なし

(2) 支出

なし

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを

準用する同法第十八条の規定により政党、協会その他の団体及びその支部

の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公

表する。

昭和四十四年八月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書

2 期 間 昭和44年1月1日から

昭和44年6月30日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	1件千円以上の寄附		1件五百円以上の寄附		支出の総額 円	1件千円以上の支出		1件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
生 田 泰 治 後 援 会	円 0	0	円 0	0	円 0	円 0	0	円 0	0	円 0	44. 7. 14
加藤重蔵後援会	1,354	0	円 0	2	1,000	円 0	0	円 0	0	円 0	44. 7. 30

川上智正中部後援会	6,340	2	6,340	0	0	6,340	2	6,340	0	0	6,340	2	6,340	0	0	44.	7.	4
川上智正鳥取県西部地区後援会	7,240	1	7,240.	0	0	7,240	1	7,240	0	0	7,240	1	7,240	0	0	44.	7.	4
川上智正鳥取県東部地区後援会	8,740	2	8,740	0	0	8,740	2	8,740	0	0	8,740	2	8,740	0	0	44.	7.	4
公明党鳥取県支部連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	16
社団法人鳥取県建設業協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	2
生長の家政治連合鳥取県支部	88,373	0	0	0	0	109,060	14	100,380	11	7,490	44.	7.	16					
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	408,053	0	0	0	0	408,053	1	408,053	0	0	44.	7.	4					
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	79,410	0	0	0	0	120,923	4	120,323	1	600	44.	7.	8					
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	190,638	0	0	0	570,995	3	570,995	0	0	0	44.	7.	15					
全日本自由労働組合鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	16					
田口長治郎後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	4					
鳥取県歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	16					
鳥取県東部徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	4					
鳥取県徳安後援会	160,000	4	160,000	0	0	156,220	8	156,020	0	0	44.	7.	8					
鳥取県民主政治研究会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	17					
鳥取県薬剤師政治連盟	28,461	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	30					
鳥取県農政同志会	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	30					
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	1					
広田藤衛後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	4					
民有林振興協会鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	7.	4					

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
加藤重蔵後援会	団体職員	鳥取市	今村時男	団体職員	鳥取市
川上智正中部後援会		東京都新宿区	公明党		東京都新宿区
川上智正鳥取県西部地区後援会		東京都新宿区	公明党		東京都新宿区
川上智正鳥取県東部地区後援会		東京都港区	東京徳安後援会		東京都港区
鳥取県徳安後援会	町会議員	鳥取県気高郡青谷町	西本 敏外3名	県会議員	鳥取県気高郡青谷町
			山本寿 延外1名	県会議員	鳥取県気高郡青谷町

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
川上智正中部後援会	1,800円	1件	看板代
川上智正鳥取県西部地区後援会	4,540円	1件	印刷費
川上智正鳥取県東部地区後援会	7,240円	1件	印刷費
川上智正鳥取県東部地区後援会	1,500円	1件	看板代
生長の家政治連合鳥取県支部	7,240円	1件	印刷費
	43,200円	2件	本部分担金
	19,180円	5件	会議費
	34,350円	5件	旅費
	3,650円	2件	宿泊費

5	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	408,053円	1件	会	費
6	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	112,213円	1件	会	費
		4,070円	2件	会	費
		4,040円	1件	交 通	費
7	全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	295,840円	1件	会	費
		210,300円	1件	町村支部活動費	
		64,855円	1件	旅 費	
8	鳥 取 県 徳 安 後 援 会	136,320円	2件	酒、つまみ代金	
		10,000円	1件	人 夫 賃	
		1,800円	1件	木 炭 代 金	
		2,500円	1件	生花材料等代金	
		1,000円	1件	灰皿用具代金	
		3,000円	1件	食 事 代 金	
		1,400円	1件	履物入用袋代金	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】